

千葉市立海浜病院在宅診療支援チーム委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域包括ケアシステムの急性期を担う千葉市立海浜病院（以下、「当院」という。）が、医療依存度が高い患者に在宅医療・看護の導入及び初期療養調整を行うことで、患者・家族が安心して療養生活を送ることができるよう、病状安定と本人・家族の安心を得ながら地域の在宅医療資源へ円滑に引き継ぎ、シームレスで継続的な医療提供を行うことを目的とし在宅診療支援チーム委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 在宅診療が必要と思われる患者を担当する医師・看護師等からのコンサルテーションの応需
- (2) 当院から退院した患者の定期訪問診療及び往診
- (3) 当院を定期的に受診しているかかりつけの患者において、通院困難になった際の定期訪問診療及び往診
- (4) 24時間対応の地域の在宅療養支援診療所等への引き継ぎ及び調整
- (5) 訪問看護や訪問リハビリテーションなどの各種居宅サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの各種地域密着型サービスの利用にかかる調整
- (6) 委員会の所掌事務を遂行するための運営規定及びマニュアルの整備
- (7) その他、在宅支援に関わる所掌事務全般

(組織)

第3条 委員は、院長の任命により別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、糖尿病・代謝内科統括部長をもって充てる。
- 3 その他、必要な構成員は委員長が指名し、院長が任命する。

(会議)

第4条 委員会は、毎月1回の定期開催のほか、委員長が必要と判断した場合に開催する。

- 2 前項に規定する委員会の開催のほか、患者の情報共有又は意見交換のためのカンファレンスを随時開催することができる。
- 3 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、審議の内容及び結果を院長に報告する。

(医療安全・感染管理)

第5条 委員は、第2条第1項第2号及び第3号の所掌事務を行う際に、医療安全上の問題が生じた場合は、速やかに医療安全室に報告・相談するとともに、必要に応じて医療安全

管理者の指示に従う。

- 委員は、第2条第1項第2号及び第3号の所掌事務を行う際に、感染管理上の問題が生じた場合は、速やかに感染対策室に報告・相談するとともに、必要に応じて感染管理専従の看護師の指示に従う。

(秘密の保持)

第6条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 委員は、患者の診療・看護の記録・データ等の取扱いに注意深く配慮し、個人情報の保護に努めなければならない。
- 患者データを使用し臨床研究を行う場合は、倫理委員会に諮らなければならない。

(下部組織の設置)

第7条 新生児・小児に関する退院後の在宅療養支援の運営をサポートするための下部組織として、新生児・小児退院支援チームを置く。

- 新生児・小児退院支援チームの組織及び運営に関する事項は、別に要領で定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別 表

委員長	糖尿病・代謝内科統括部長
委員	医師 (糖尿病・代謝内科医師、緩和ケア医師、小児科医師など) 看護師 (相談支援センター、地域連携室) 社会福祉士又は精神保健福祉士 薬剤師 管理栄養士

附 則

この要綱は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日より施行する。